

建設業における社会保険等未加入対策の取組強化について

(日高市建設工事請負契約約款の改正)

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に基づき、市内建設業の持続的な発展に必要な担い手確保、法定福利費を適正に負担している企業間での公平で健全な競争環境を構築するため、社会保険等未加入対策を強化します。

1 改正内容

日高市では、建設業における社会保険等未加入対策として、平成29年4月1日から社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入建設業者との一次下請契約を禁止していましたが、令和4年4月1日以降に当初契約する工事から、二次以下の下請契約についても、社会保険等未加入建設業者との下請契約を禁止します。

ただし、以下に該当する場合は、社会保険等未加入建設業者であっても、下請負人として認められます。

(1) 一次下請企業

工事施工が困難となる場合その他の**特別の事情**があると発注者が認める場合。

ただし、発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等に加入する必要があります。

(2) 二次以下の下請企業

工事施工が困難となる場合その他の**特別の事情**があると発注者が認める場合。

または、発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等に加入する必要があります。

※ 特別の事情とは、伝統建築の修繕など、工事の施工に必要な特殊な技能を有している場合や、社会保険等への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合を指します。

2 下請負人が社会保険等に未加入の場合の措置

下請負人が社会保険等に未加入の場合、受注者に対し、以下の措置を行う場合があります。

(1) 入札参加停止

(2) 工事成績評定の減点

※ 社会保険等への加入が適用除外のものは対象外とします。

3 実施時期

契約締結日が令和4年4月1日以降の当初契約から適用します。

問い合わせ先：日高市総合政策部管財課
電話番号：042-989-2111